

## 世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

**1. 資産名称**

「<sup>きん</sup>金を中心とする<sup>さどこうざん</sup>佐渡<sup>いさんぐん</sup>鉱山の遺産群」

**2. 所在地(都道府県及び市町村名)**

<sup>にいがたけん</sup>新潟県 <sup>さどし</sup>佐渡市

**3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)**

記念工作物、遺跡

**4. 資産の概要**

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、日本の北西に広がる日本海に位置する、面積855km<sup>2</sup>の佐渡島に所在する。本資産は、16世紀後半から20世紀後半まで、貨幣素材として金の確保を目指した国策により、鉱床の特徴に応じてそれぞれ独自に形成された採鉱から選鉱を経て製錬に至る一貫した金生産技術の発展の歴史を体系的に示す産業遺産群である。また、金生産を支えた人々により鉱山ごとに形成され、それぞれの生産技術の変化に応じて変容した鉱山集落・鉱山町が鉱山と一体となって一つの島の中にまとまって存在している。このような鉱山は世界的にも見ることができず、人類の金生産の発展の歴史を目の当たりにできる世界で唯一のものである。

西三川砂金山では、16世紀末に開発が進み、採掘場跡や水路跡など砂金層から効率よく金を採取するための技術システムを示す痕跡が残るとともに、初源的な集落が形成されて現在に至っている。また、鶴子銀山では石見銀山の技術的影響を受けて鉱石鉱床が開発され、作業内容により場所を変更した初期段階の分業体制を示す遺構や集落遺跡が大小の不整形な平坦面群として残る。さらに、相川金銀山は、鶴子銀山における生産技術の発展を受けて17世紀初頭頃が開発され、分業体制が更に専門化して工場制手工業、工場制機械工業へと発展した生産技術システムの歴史が遺跡・建造物から確認できる。あわせて、金生産を効率的に行うため国によって計画的に整備された鉱山町の骨格が現在も維持されているとともに、操業体制の変化により新たに建造された施設などが町の各所に残る。また、相川金銀山の金生産技術システムを補完する重要な資産として、効率的な選鉱を行うための石臼の石材供給地である吹上海岸石切場跡と片辺・鹿野浦海岸石切場跡、機械化に伴い需要の増大する電力を供給した戸地川第二発電所、鉱石や必要資材の搬出入のための大間港がある。

このように、本資産は、人類の金獲得の長い歴史の中で産業構造が大きく転換した時期を含む400年以上の金生産技術及びそれを担った社会の発展の歴史

を示す、世界で唯一の物証である。

## 5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成26年4月25日世界文化遺産特別委員会報告  
時点(基準日:平成26年3月1日)までの取組・体制整備の状況

### 取組状況

専門家会議、視察・指導、シンポジウム等

【平成22年】

8月13日 TICCIH(国際産業遺産保存委員会)・ICOHTEC(国際技術の歴史委員会)・WORKLAB 合同会議(フィンランド)

佐渡金銀山遺跡の技術についての発表

9月24日 第1回佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会開催(以降、年4回程度開始)

10月16日 国際専門家会議

マイルズ・オグリソープ氏(英ヒストリック・スコットランド政策責任者・国際産業遺産保存委員会英国代表)、稲葉信子氏(筑波大学大学院教授)、小風秀雅氏(お茶の水女子大学大学院教授)、篠原修氏(東京大学名誉教授)、文化庁

10月17日 国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(240人)

【平成24年】

2月13日～17日 現地視察と専門家会議(日伊文化財保護協力事業)

イタリア文化省4名、佐渡金銀山世界遺産学術委員(稲葉信子副委員長、岡田保良委員)、文化庁、新潟県、佐渡市による視察と専門家会議

3月19日 国際専門家会議

パトリック・マーチン氏(TICCIH 会長)、バリー・ギャンブル氏(世界遺産コンサルタント)、佐渡金銀山世界遺産学術委員(小風秀雅委員長、稲葉信子副委員長、岡田保良委員、篠原修委員、西村幸夫委員、文化庁)

3月20日 国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(320名)

8月21日・22日 国際専門家会議

クリストファー・ヤング氏、学術委員会、文化庁

10月13日 国際シンポジウム「歴史資料から見る佐渡金銀山」(310名)

10月15日 国際専門家会議

レギーネ・マティアス氏(ドイツ・ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授)、学術委員会、文化庁

11月25日 佐渡金銀山世界遺産フォーラム(350名)

松浦晃一郎氏(前ユネスコ大使)

基調講演「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」

## 【平成 25 年】

- 1 月 31 日 稲葉信子学術委員会委員、クリストファー・ヤング氏との意見交換
- 5 月 31 日 推薦書案作成ワーキンググループ会議
- 7 月 13 日・14 日 国際専門家会議 第 11 回学術委員会  
(7 月 10 日～12 日 佐渡の構成資産候補 現地視察)
  - ・グォ・チャン氏 (イコモス本部副委員長、元中国国家文物局世界遺産処長)
  - ・イ・ヘウン氏 (韓国イコモス委員長)
- 10 月 2 日 推薦書案作成ワーキンググループ会議
- 11 月 8・9 日 国際専門家会議 第 12 回学術委員会  
(11 月 5 日～7 日 佐渡の構成資産候補 現地視察)
  - ・グォ・チャン氏 (イコモス副委員長、元中国国家文物局世界遺産処長)
  - ・クリストファー・ヤング氏 (英国世界遺産・国際政策担当責任者)
  - ・シンシア・ダニング氏 (イコモス考古文化遺産管理委員会委員)
- 11 月 10 日 国際シンポジウム開催 (295 人)

## 【平成 26 年】

- 1 月 25 日 推薦書案作成ワーキンググループ会議
- 2 月 9 日 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議発足セレモニー(614 名)  
(H27. 3. 19 現在：参加団体 1171)
- 3 月 3 日 第 13 回学術委員会
  - ・推薦書素案の確認・調整
- 3 月 28 日 推薦書素案を文化庁へ提出

## 体制整備

平成 18 年度から新潟県は佐渡市と共同で佐渡金銀山の世界遺産登録を目指し、それぞれ体制を整え、取り組んできた。

### ① 担当部局の体制

#### 【平成 22 年度】

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 5 名  
佐渡市：佐渡市世界遺産推進課（市長部局） 10 名

#### 【平成 24 年度】

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 9 名  
総務企画担当、調査研究担当の 2 担当を配置

#### 【平成 25 年度】

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 10 名（25 年度 1 名増）  
佐渡市：世界遺産推進課 17 名（25 年度職員 2 名、臨時職員 3 名増）

### ② 関係自治体・部局間連携会議の設置等

新潟県：佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議の設置  
関係 14 課、佐渡地域振興局、年 1 回開催、  
保存・活用行動計画作成のため、各課と個別調整中  
佐渡市：世界遺産登録推進本部会議（課長以上）

担当部会（課長補佐・係長）

第1部会 構成資産の保護

第2部会 情報発信と受入れ体制の整備

第3部会 機運の醸成

（平成26年8月 第2・3部会合同会議開催）

新潟県・佐渡市連絡会議の実施（年3回開催）

### ③ 委員会

新潟県 ○佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会（推薦書作成準備）（平成22年9月設置 年3回開催、平成26年3月第13回開催）

佐渡市 ○佐渡金銀山調査指導委員会（平成22年設置）  
・遺跡・建造物調査専門分野会議（年1回開催）  
・文化的景観調査専門分野会議（年3回開催）  
○史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定委員会（平成22年設置）  
・史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画（Ⅰ期）を策定済  
・史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画（Ⅱ期）を27年度策定予定  
○史跡佐渡金銀山遺跡保存管理委員会（平成24年度設置）  
・史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画を25年度 策定  
・重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画を27年度策定予定

## （2）平成26年4月25日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成（基準日：平成27年3月1日）までの取組・体制整備の状況

### 取組状況

#### 【平成26年】

- 6月1日～4日 クリストファー・ヤング氏来日、石見銀山遺跡視察
- 6月5日 平成26年度第1回推薦書作成ワーキンググループ会議開催  
ヤング氏、稲葉信子副委員長、岡田保良委員、西村幸夫委員
- 6月11日 文化審議会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会によるヒアリング
- 7月16日 マイルズ・オグリソープ氏来日、推薦書指導
- 7月28日 平成26年度第2回推薦書作成ワーキンググループ会議開催  
稲葉信子副委員長、岡田保良委員、西村幸夫委員
- 9月8日～13日 オリμπア・ニリオ氏（ホルヘ・タデオ・ロサノ大学ボゴタ校教授、コロンビア共和国）  
相川建造物視察・修理方法について意見交換
- 10月11日・12日 国際専門家会議、第14回学術委員会開催  
「推薦書原案の検討」  
ヤング氏（英国世界遺産・国際政策担当責任者）  
グォ・チャン氏（イコモス本部副委員長、元中国国家文物局世界

遺産処長)

稲葉信子副委員長、岡田保良委員、坂井秀弥委員、篠原修委員

**【平成 27 年】**

- 1 月 8 日 平成 26 年度第 3 回推薦書作成ワーキンググループ会議開催  
稲葉信子副委員長、岡田保良委員、西村幸夫委員
- 2 月 1 日 世界遺産講演会 (350 名) 近藤誠一前文化庁長官「世界遺産と文化  
の力」
- 2 月 16 日 第 15 回学術委員会 「推薦書原案の確認」  
稲葉信子副委員長、岡田保良委員、五味文彦委員、篠原修委員、  
西村幸夫委員
- 3 月 25 日 推薦書原案を文化庁へ提出

**体制整備**

① 担当部局の体制 (平成 26 年度)

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 11 名 (26 年度 1 名増)

佐渡市：世界遺産推進課 17 名

② 関係自治体・部局間連携会議の設置等

新潟県：佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議の設置

関係 14 課、佐渡地域振興局、年 1 回開催、

保存・活用行動計画作成のため、各課と個別調整中

佐渡市：世界遺産登録推進本部会議 (課長以上)

担当部会 (課長補佐・係長)

第 1 部会 構成資産の保護

第 2 部会 情報発信と受入れ体制の整備

第 3 部会 機運の醸成

(平成 26 年 8 月 第 2・3 部会合同会議開催)

新潟県・佐渡市連絡会議の実施 (年 3 回開催)

③ 委員会

新潟県

○佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会 (推薦書作成準備)

(平成 22 年 9 月設置 年 2～3 回開催、平成 27 年 2 月第 15 回開催)

佐渡市

○佐渡金銀山調査指導に関する専門家会議

(平成 22 年設置、平成 26 年名称変更)

・遺跡・建造物調査専門会議 (年 1 回開催)

・文化的景観調査専門会議 (年 2 回開催)

○史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議

(平成 22 年設置、平成 26 年名称変更)

・史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 (I 期) を策定済

・史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 (II 期) を 27 年度策定予定

- 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理に関する専門家会議（平成 24 年設置  
平成 26 年名称変更）
    - ・史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画を 25 年度 策定
  - 佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議（平成 26 年度設置）
    - ・重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画を 27 年度策定予定
- ※各委員会の名簿は 14「その他」として添付（別紙 7～12）

## **6. 推薦に向けた課題**

平成 26 年 7 月 10 日付けで、文化審議会世界文化遺産特別委員会より新潟県・佐渡市に対して示された課題に対する対応状況。

### **(1) 構成資産選択の理由(鉱山都市としての説明を行うべきか否かを含む)**

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、人類が金を獲得するために改良を繰り返しながら発展していった金生産技術システムの顕著な見本であり、かつ金生産に密接に関わり合いながら鉱山ごとに形成・発展した金生産社会の文化的伝統を示す世界に類例のない価値を持つ遺産である。このような顕著な普遍的価値を過不足なく示すため、七つの資産を選択した。

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の中核となる資産は、西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山である。佐渡に所在する金銀に関する鉱山遺跡のうち、生産技術の発展とそれを支えた鉱山集落・鉱山町の状況を理解できる物証が遺存するのは、西三川砂金山と鶴子銀山、相川金銀山のみである。西三川砂金山には、砂金採取に関わる技術を示す遺跡と金生産を支えた集落が現存する。また、16 世紀後半に開発された鶴子銀山では、石見銀山の影響を受けて、採鉱から製錬に至る一連の生産技術が成立した。鶴子銀山の生産技術は、17 世紀に本格的に開発された相川金銀山の金生産技術が円滑に成立していく過程において重要な役割を果たした。そして、相川金銀山は 1989 年の休山まで日本最大の金鉱山として稼働した。また、効率的な選鉱を行うための石臼の石材を供給した吹上海岸石切場跡と片辺・鹿野浦海岸石切場跡、生産の機械化に伴い需要の増大する電力を供給した戸地川第二発電所、鉱石や必要資材を搬出入した大間港は、相川金銀山の技術システムを補完する重要な資産である。

なお、鉱山都市としての説明を行うべきか否かについてであるが、異なる金生産システムにより集落やまちの形態が決定し発展した物証が、佐渡という島の中にまとまって存在するということが価値であり、都市的な機能を持っている相川を特に取り上げ、鉱山都市としての説明は行わないこととした。

### **(2) 国内外の鉱山との比較研究を通じた佐渡の独自性(世界遺産たる価値)の明確化**

比較研究により、世界遺産登録資産及び暫定一覧表掲載資産、世界各地の金鉱山との比較を約 200 か所についておこなった。その結果、近代の「ゴールドラッシュ」による短期間で多くの産出量を得た金鉱山は確認出来るが、手工業の時代

から機械産業化以降まで長期間継続し、物証が明確なものは佐渡とスロバキアのバンスカ・シュティアヴニツァしかない。また、世界遺産に関連する資産で技術システムを主題にするものはほとんどない点でも佐渡の独自性が主張できると考えている。

400 年以上という長い歴史の各段階の金生産技術システムやそれを支えた鉱山集落・鉱山町が遺跡や建造物等のセットとして見る事ができる佐渡の資産が示す特質は世界的に見て稀少な事例であると言える。

### **(3) 鉱山施設と関連する集落の変遷についてのより明確な説明**

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、金生産技術システムの発展過程と、それに伴い展開した鉱山集落・鉱山町を合わせた金生産社会の文化的伝統を伝える希少な物証である。砂金山採掘から金鉱石採掘へと発展した金生産システムの変遷の過程と初源的な鉱山集落から、金銀山開発を行うために国の施策によって造られた鉱山町へと展開した生産技術に合わせた鉱山集落の変遷の過程は、世界の他の鉱山では見ることができないものである。

#### **集落単位の小規模な砂金山採掘〔西三川砂金山〕**

西三川砂金山における金の採取は 16 世紀末、生産性を高めるために、砂金層を持つ山を掘り崩し、水を使った比重選鉱によって砂金を採取する「大流し」と呼ばれる方法へと発展した。「大流し」は 1 ヶ月サイクルで、砂金採掘作業のみを行うシステムである。水が乏しく大規模な操業は困難であったため、江戸時代を通じて、40～50 軒で作業が行われ、これが一つの集落となったものである。

#### **分業制初期の鉱業形態〔鶴子銀山〕**

鶴子銀山では、16 世紀末の上杉氏の佐渡攻略によって開発が大規模化し、採掘・選鉱・製錬等が分業で行われるようになった。鉱山経営を管理する役所が置かれ、隣接する斜面地には大小の不整形な平坦面群を造成した荒町集落が成立した。この平坦面群は、計画的に造成されたわけではなく、銀山の繁栄による鉱夫の流入によって、拡大していった状況を示している。

#### **鉱業の大規模化による鉱山町の誕生〔相川金銀山上相川地区〕**

16 世紀末に発見された相川金銀山では、採掘地に近い丘陵の上相川地区が開発の拠点となり、約 20 ha に及ぶ鉱山町がここに形成された。大山祇神社を基点とし、並行する何本かの道沿いに、階段状の短冊形地割りを持つ計画的な町が形成された。ここに住居や選鉱・製錬のための作業小屋が建てられた。鉱山経営者である山師によって組織される技術者集団が一つの町を形成したほか、作業の専門化が進んでいたことも明らかになっている。町には店舗が並び、周囲の丘陵部には寺院が建立され町は鉱山と共に繁栄した。上相川地区は鶴子荒町遺跡から発展し、日本の鉱山集落で初めて計画的に町づくりが行われるようになった段階を示している。

#### **国の施策による計画的な鉱山町によって完成した金生産社会〔相川金銀山相川上町地区〕**

相川上町は、17 世紀初頭に鉱山経営の効率化と生産基盤の整備をはかるため徳

川幕府による計画的な町づくりによって成立した。まず、幕府は海成段丘先端部の要害の地に奉行所を置き、鉱山と奉行所を結ぶ主要道を整備した。主要道を軸とした鉱山に関係した職業別の町割りが同時に行われた。金銀や物資の輸送のための街道や港の整備も進め、金銀山を体系的に管理できる体制を整えた。さらに1759(宝暦9)年には、奉行所内に寄勝場・寄床屋を設け、選鉱・製錬作業は工場制手工業の段階に進んだ。相川では金鉱石の採鉱から選鉱・製錬までの作業をシステムティックに行う完結した鉱山町が成立した。

#### **機械化によって変容した鉱山町[相川金銀山上町地区]**

明治時代以降も鉱山は国の重要鉱山として位置づけられ、機械化に伴う様々な施設が建設され、新たな金生産技術システムが構築された。相川は引き続き鉱山を支える町として機能し、上町地区には国や三菱の関係者や鉱山労働者が居住し、町屋の中に鉱山住宅が建設された。地割りはほとんど変化せず、国内の他鉱山では見られない鉱山関係者と住民が同じ地域に居住する形態がとられることになった。現在も保存されている機械化に伴う施設群と共に、相川上町独特の鉱山町景観が育まれることになった。

このように、金生産技術システムの発展に合わせ展開した400年に及ぶ金生産社会の変遷を目の当たりにできる鉱山は、佐渡島に所在する「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」のみである。

#### **(4) 必要な資産範囲の見直し**

OUVに基づく金生産社会の文化的伝統の物証であり、金生産技術システムの顕著な見本であるという観点から、必要な資産範囲の見直しを行い、過不足のない範囲設定を行った。平成25年度末からの具体的な変更点は、戸地川第二発電所の取水口部分の追加である。この資産範囲の追加によって、水力発電のシステムを理解するとともに、明治以降の鉱山の操業に必要な発電所についても理解することが可能となった。

#### **(5) 鉄骨及びコンクリート建造物の保全の方向性をできるだけ明確にし、その上で各種計画(包括的保存管理計画、個別の保存管理計画等)の整合性を確保すること。**

佐渡市で設置した有識者による「佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議」において重要文化財建造物の保存活用に関する調査やモニタリングを踏まえた議論・検討を進めており、平成27年度には重要文化財保存活用計画を策定する。この計画に基づき修理・修復を行っていく。一方、史跡指定地内のコンクリート造・鉄骨造の建造物・構造物についても、整合性の観点から重要文化財の保存方針に準じて修理・修復を行うこととしている。

建造物全体の保存方針は、操業休止時のシステムの現状維持を原則とし、修理・修復に当たっては、操業当時の建物及び内部の機能を阻害することのないように整備することとしている。

コンクリート造及び鉄骨造の建造物・構造物は解体による修復が困難であるた



め、保存の状況に応じて補強や劣化の進行防止策を講じていく。そのため、必要なモニタリング（定点観測・サンプリング分析等各種調査）を行って保存状態を継続的に把握していくこととしている。世界的に見て、コンクリートや鉄の保存に関しては、統一的な基準や指針等は示されていない現状であるものの、各地で試行的な取組も進められている。佐渡においても修復に関する最新情報を収集しつつ、様々な分野の専門家の指導を得ながら試行的な取組を進めていく予定である。その修復に際しては、創建当時の材料・材質の保持や可逆性に最大限に配慮し、調査工事や試験施工を積極的に実施し、状態に応じた最新の保存技術の研究と採用に努めていく予定である。

## (6) 緩衝地帯の範囲、保全方法の具体化

OUVに基づく金生産社会の文化的伝統の物証であり、金生産技術システムの顕著な見本であるという観点から、選択された構成資産を物理的または景観上の負の影響が想起しうる範囲を対象として範囲を設定した。緩衝地帯の保全方策は、文化財保護法・景観法に基づく重要文化的景観と景観法に基づく佐渡市景観条例・景観計画による「佐渡金銀山特別区域」の設定による。建築物または工作物の建設、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為は、事前協議と届出が義務づけられ、その規模、形態、構造、高さ、色等が規制され、関係機関が適切に指導、助言することで、資産の価値が保全される。

佐渡市景観条例、景観計画の改定による「相川特別区域・西三川特別区域・佐渡金銀山遺跡特別区域」の設定を平成27年度に行う予定である。

## (7) ガイダンス施設と情報提供のあり方の戦略

既存の博物館・案内所のリニューアルも含めて、効果的な情報提供を行うガイダンス施設の設置と内容の検討を行っている。各施設はメイン施設とサブ施設から構成され、各資産の関連性を総体的に理解できるものを計画している。

- 平成26年度 基本構想
- 平成27年度 基本計画・基本設計
- 平成28年度 施設・展示等の実施設計
- 平成29年度 施工・一部オープン
- 平成30年度 完成

ガイダンス施設及び情報提供の考え方は以下の通りである。

- ① 来訪者が実際に現地を訪れ、構成資産を間近に見て・触れて感じてもらうことを最優先に考え、来訪者のニーズに応じた検索や解説機能（展示・パンフレット・携帯端末等）を備えたガイダンス施設とする。
- ② 来訪者の行動を想定して以下に示す3段階に渡る情報提供を行う。
  - i) 総合情報提供施設（構成資産の概要とアクセス情報及び佐渡島全体の情報発信）  
【来訪者の玄関口となる港への設置】
  - ii) 情報発信拠点施設（構成資産全体の概要及び関係についての情報発信）  
【資産の中心となる相川金銀山周辺への設置】

iii)各構成資産における個別情報発信サブ施設（資産ごとの詳細な解説）

【各構成資産それぞれに設置】

- ③ 七つの構成資産個々の価値だけではなく、各資産のつながりが理解できるようなルートを設定して効果的な公開・活用に努めると共に、情報提供パンフや案内板などの既存の媒体に加えて情報端末（ICT）を活用した情報提供についても現在その具体的な検討を進めている。

## **7. 基準の適用**

### **基準 iii)**

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、金生産技術システムの発展過程と、それに伴い展開した鉱山集落・鉱山町を合わせた金生産社会の伝統を伝える希有な物証である。西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山という鉱床の性格が異なる鉱山と、それぞれの鉱山によって成立・発展した集落・町が物証として佐渡という島の中にまとまって存在する。砂金山採掘から金鉱石採掘へと発展した金生産技術システムの変遷の過程と初源的な鉱山集落から、金銀山開発を行うために国の施策によって造られた鉱山町へと展開した生産技術に合わせた鉱山集落の変遷の過程は、世界の他の鉱山では見ることができないものである。

### **基準 iv)**

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、砂金と鉱石というそれぞれの鉱床に応じて発展した金生産の 400 年以上の歴史を物語る技術の集合体の顕著な見本である。

これは、国策により多くの人的・物的資源が投入された結果形成された、手工業的な小規模生産から機械化による大規模生産に至る多様な金生産技術システムであり、それぞれの段階における採鉱から製錬に至る一貫した工程の痕跡が良好に遺存している。機械化以前及び以降の世界における金生産技術の発展の歴史は、16 世紀後半から 20 世紀後半に至る佐渡の金銀山の歴史にすべて凝縮されている。

## **8. 真実性／完全性の証明**

- ア) 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、人類の金生産の発展の歴史を明確に示す物証である。資産を構成する西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、大間港、戸地川第二発電所を一つの遺産群ととらえることで、400 年以上の長期にわたって継続・発展した金生産技術の痕跡と金生産に関わった人々によって形成された社会の痕跡を物証で示すことができる。各構成資産の範囲には、手工業による小規模生産から機械化による大規模生産それぞれの段階における、採鉱から製錬に至る一貫した金生産技術や、技術の発展に伴い変遷した金生産社会の重要な特徴を伝える遺跡及び鉱山集落・鉱山町が全て含まれ、適切に保存されている。

- イ) 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の顕著な普遍的価値である金生産の伝統を示す物証と金生産技術システムの発展を示す鉱山技術の集合体の顕著な見本は、金生産に関わる遺跡・建造物及び鉱山集落・鉱山町から成る各構成資産に示されている。個々の構成資産・構成要素の性質により選択した属性に基づき、各々の構成資産・構成要素はそれぞれ高い水準の真実性を保持している。

構成資産全体をとおして位置・立地環境の高い真実性を保持している。また、遺跡・建造物それぞれに形状・意匠、材料・材質の真実性が保持されている。さらに、遺跡と集落により構成される景観からは、鉱山が稼働していた頃の雰囲気を感じ取ることができる。

なお、金生産技術及び社会の発展を示す文書、絵巻、絵図、図面、古写真等が相当数残されており、各構成資産の真実性の証明を裏付けている。

## 9. 類似資産との比較研究

これまでの調査成果も含め国内、海外の金鉱山一覧表を作成し、佐渡の価値の主題と類似する比較対象鉱山 30 か所を抽出し、詳細な分析を進めている。

### (1) 比較の視点

- ・ 佐渡金銀山が栄えた 16 世紀から 20 世紀の期間において、長期性・継続性の観点で匹敵するものの有無
- ・ 金生産システム（採鉱・選鉱・製錬）に関する遺構・建造物等の保存状況
- ・ 鉱山に関連する集落・まちなみの有無
- ・ 経営方法
- ・ 貨幣製造の有無

### (2) 比較分析のための現地情報収集(来訪済み)

- ① 平成 19 年度—ランメルスベルク鉱山（ドイツ）、コーンウォール鉱山(イギリス)  
石見銀山（島根県）
- ② 平成 20 年度—生野銀山、多田銀銅山（兵庫県）、別子銅山（愛媛県）
- ③ 平成 21 年度—院内銀山（秋田県）、半田銀山（福島県）、延沢銀山（山形県）
- ④ 平成 22 年度—ファールン銅山(スウェーデン)  
山ヶ野金山、串木野金山（鹿児島県）
- ⑤ 平成 23 年度—レーロース銅山（ノルウェー）、タンカバーラ黄金博物館（フィンランド）、金瓜石鉱山(台湾)、招遠金鉱区（中国）  
美利河砂金採掘跡、鴻之舞金山（北海道）、湯之奥金山（山梨県）、井川砂金採掘跡（静岡県）、かんな流し遺構（砂鉄採取遺構）（島根県各地）
- ⑥ 平成 24 年度—コラル金山(インド)、金瓜石鉱山（台湾）  
鯛尾金山（大分県）

- ⑦ 平成 25 年度ーバンスカ・シュティアヴニツァ（スロバキア）、ブランド銀山（フランス）、レーロース銅山（ノルウェー）、ワロニア炭鉱（ベルギー）  
土肥金山ほか伊豆地方の諸金山（静岡県）
- ⑧ 平成 26 年度ー石見銀山（島根県）

### (3) 今後の方向性

比較対象として抽出した 30 か所の鉱山について、比較項目に基づき、情報の精査と詳細な分析・比較を行う。

## 10. 構成資産の一覧表及び位置図（別紙 1・2）

### (1) 緩衝地帯の範囲の設定

構成資産候補及び緩衝地帯の範囲はほぼまとまったが、今後細部調整の上、確定する。

### (2) 条例による規制

佐渡市では、平成 22 年 4 月 1 日に施行した景観条例及び景観計画に基づき、市全域を景観計画区域として良好な景観の保全を図ることとしており、さらに世界遺産の緩衝地帯としての「相川特別区域・西三川特別区域・佐渡金銀山遺跡特別区域」の設定と変更行為の規制を検討している。

## 11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容(別紙 2～5)

佐渡市は、市全域を対象とする景観計画及び景観条例を平成 22 年 4 月 1 日に施行している。構成資産候補の範囲及び緩衝地帯の範囲も、ほぼ固まったため、市の景観条例による「相川特別区域・西三川特別区域・佐渡金銀山遺跡特別区域」を平成 27 年 9 月に制定し、緩衝地帯を設定する予定である。現在、準備中の景観形成基準を添付する（別紙 3～5）。

## 12. 保存管理計画の策定状況

### (1) 個別構成資産に係る保存管理計画

構成資産を確実に保護するため、個々の史跡の保存管理計画が必要であり、指定を受けた史跡から保存管理計画を策定している。

#### ① 策定済み

- ・ 史跡佐渡金山遺跡保存管理計画書 第 I 期〔平成 23 年度策定〕

平成 6 年度に策定した佐渡金山遺跡保存管理計画を見直し、近年追加指定された吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、近代鉱山遺跡、鶴子銀山跡も含めた保存管理計画第 I 期を策定した。

- ・ 重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」選定時に、文化的景観保存計画は策定済みである。

## ② 策定中

上記以外の遺跡については平成 27 年 1 月末に意見具申等を完了し、平成 26 年度から保存管理計画を策定中である。

また、相川の重要文化的景観については平成 27 年 1 月に選定申出した際に保存計画を策定した。

### (2) 資産全体の包括的保存管理計画

包括的保存管理計画については、関係機関・住民及び民間組織等と連携を図りながら、個々の資産の保存管理計画を反映し、資産個々の特性と相互の関連性に基づき策定中である。

- ・ H22～23 年度：史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書（第Ⅰ期分）策定  
（鶴子銀山跡、佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、大久保長安逆修塔、河村彦左衛門供養塔、南沢疎水道、鐘楼、大立地区、間ノ山・高任地区、北沢地区、戸地地区、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡）
- ・ H24～25 年度：史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画策定
- ・ H26～27 年度：史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書（第Ⅱ期分）策定予定  
（上相川地区、上寺町地区、相川金銀山跡、戸地地区、大間地区、西三川砂金山跡）
- ・ H26～27 年度：重要文化財（旧佐渡鉱山採鉱施設）保存活用計画策定予定

## 13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

（別紙 6）のとおり

## 14. その他

各委員会委員名簿（別紙 7～12）添付

別紙1 構成資産の一覧表

資産名称 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	(ふりがな) 所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	にしみかわさきんざん 西三川砂金山	国重要文化的景観		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市	平成27年1月に国史跡指定の意見具申書を提出	
2	つるし ぎんざん 鶴子銀山	国指定史跡		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市		
3	あいかせきんぎんざん 相川金銀山	国指定史跡 国重要文化財		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市	平成27年1月国重要文化的景観の選定申出書を提出	
4	おおまこう 大間港			にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市	平成27年1月国史跡指定の意見具申書を提出	
5	ふきあげかいがんにしきりば あと 吹上海岸石切場跡	国指定史跡		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市		
6	かたべ かのうら か 片辺・鹿野浦海 いがんしきりば あと 岸石切場跡	国指定史跡		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市		
7	とじ かわだいに はつでんしょ 戸地川第二発電所	国指定史跡		にいがたけんさ どりし 新潟県佐渡市	平成27年1月国史跡指定(範囲拡大)の意見具申書を提出	

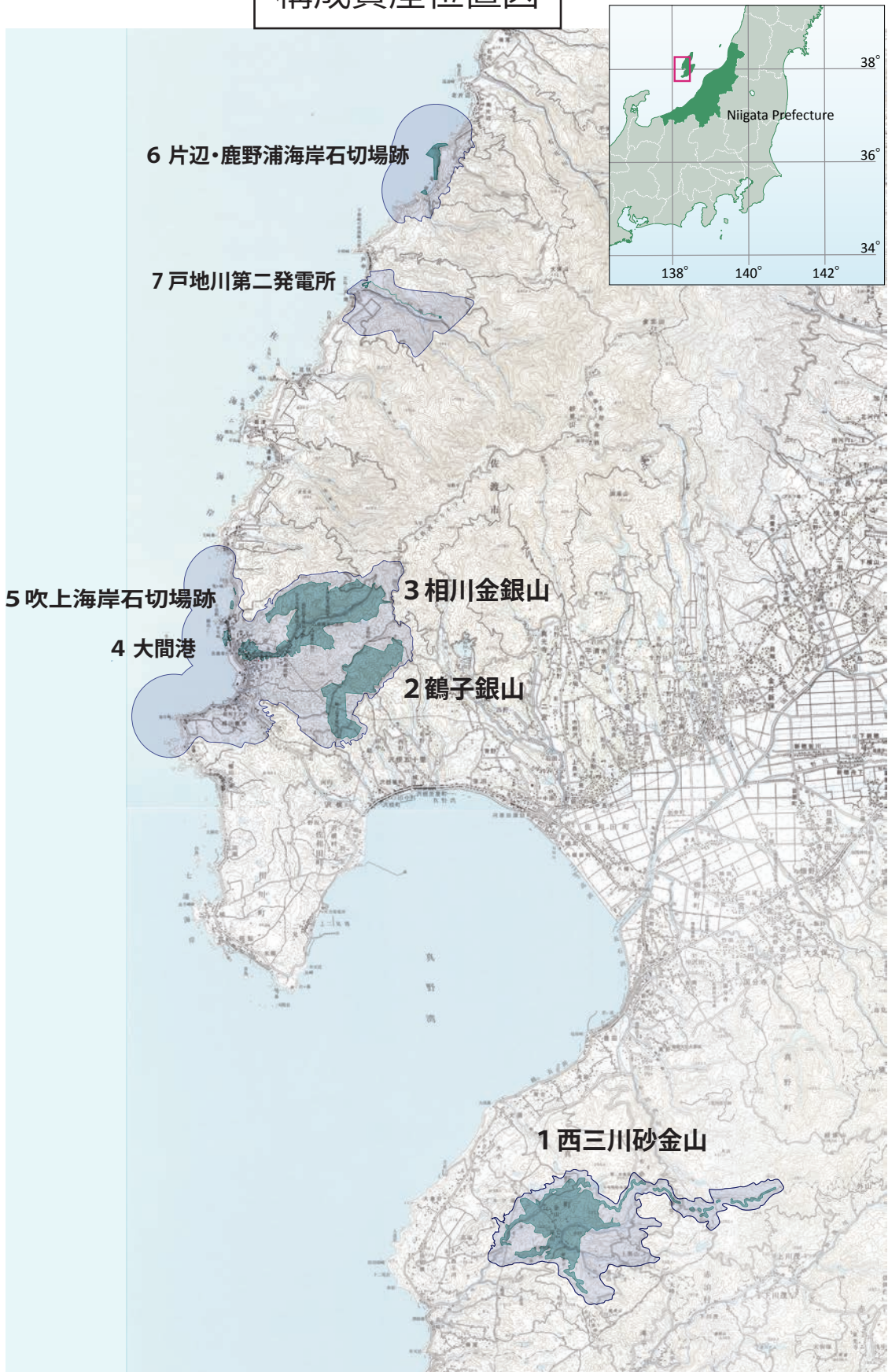
※例1～例3を参考に記載してください(報告時には例1～例3は削除してください)。

※行は適宜追加、削除してください。

※行の高さ、列の幅は任意ですがA4用紙(縦)による報告としてください(2枚以上となっても構いません)。

※備考欄には特記事項があれば記載してください。

構成資産位置図



■ 構成資産  
■ バッファゾーン

SCALE 1:140,000  
0 1000 2000 5000m

		佐渡市景観計画																												
		相川特別区域・西三川特別区域・佐渡金銀山遺跡特別区域 (原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う)																												
項目/地区	町場地区	農漁村及び森林地区																												
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣地との建築物の壁面位置及び奥行規模に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。</li> <li>歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。</li> <li>建築物に付随する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。</li> <li>農山村においては、道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。</li> <li>歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。</li> <li>建築物に付随する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫することとする。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。</li> </ul>																												
イ) 高さ	<p>【建築物】 前面道路を起点として、最高高さ10mかつ2階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。</p> <p>【工作物A】 高さ12m以下とすること。</p> <p>【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。</p> <p>【工作物C】 高さ15m以下とすること。</p> <p>【工作物D】 高さ12m以下とすること。</p>	<p>【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。</p> <p>【工作物A】 高さ12m以下とすること。</p> <p>【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。</p> <p>【工作物C】 高さ15m以下とすること。</p> <p>【工作物D】 高さ12m以下とすること。</p>																												
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形態は周辺の建物と調和するよう主屋は平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。</li> <li>勾配屋根とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り勾配屋根とすること。</li> </ul>																												
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度4以下とすること。</li> <li>できる限り下記の色を用いること</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">【外壁色】</th> <th colspan="3">【屋根色】</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>3～8</td> <td rowspan="4">全ての色相</td> <td rowspan="4">2以下</td> <td rowspan="4">4以下</td> </tr> <tr> <td>R及び5Y～10Y</td> <td>2以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>1以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> <td>3～8</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。</li> <li>建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。</li> <li>屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。</li> </ul>			【外壁色】			【屋根色】			色相	彩度	明度	色相	彩度	明度	0YR～5Y	4以下	3～8	全ての色相	2以下	4以下	R及び5Y～10Y	2以下	3～8	その他の色相	1以下	3～8	無彩色	-	3～8
【外壁色】			【屋根色】																											
色相	彩度	明度	色相	彩度	明度																									
0YR～5Y	4以下	3～8	全ての色相	2以下	4以下																									
R及び5Y～10Y	2以下	3～8																												
その他の色相	1以下	3～8																												
無彩色	-	3～8																												
オ) 素材	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境と調和した素材とすること。</li> <li>既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。</li> <li>屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。</li> <li>自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。</li> </ul> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り自然素材を用いること。</li> <li>機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。</li> </ul>																													
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。</li> <li>屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。</li> <li>生垣の整備に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。</li> <li>屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。</li> </ul>																												



■景観形成基準案(その他行為)

		佐渡市景観計画	
		相川特別区域・西三川特別区域・佐渡金銀山遺跡特別区域（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）	
項目/区域		町場区域	農漁村及び森林区域
ア)屋外堆積物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下、面積150㎡以下とすること。</li> <li>・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。</li> <li>・周囲から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下、面積150㎡以下とすること。</li> <li>・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。</li> </ul>
イ)土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為に不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。</li> <li>・行為後は土地の形状を原状に復すること。</li> <li>・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。</li> </ul>	
ウ)開発行為・土地の改変		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。</li> <li>・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。</li> <li>・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。</li> <li>・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。</li> <li>・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。</li> <li>・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。</li> <li>・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。</li> </ul>
エ)水面の埋め立て・干拓		<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。</li> <li>・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。</li> <li>・多様な生態系の維持に努めること。</li> </ul>	
オ)伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。</li> <li>・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。</li> </ul>	
カ)自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。</li> <li>【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</li> <li>【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。</li> </ul>	

## 景観計画届出対象行為

	通常の対象行為	佐渡金銀山遺跡特別区域における届出対象行為
<b>建築物</b>		
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積10㎡以上の全てのもの	・用途に関わらず、延床面積10㎡以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
<b>工作物A</b>		
新設、増築、改築又は移転	・高さが10m以上のもの	・高さが5m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
<b>工作物B</b>		
新設、増築、改築又は移転	・高さが1.5m以上かつ長さが10m以上のもの	・高さが1.5m以上かつ長さが10m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
<b>工作物C</b>		
新設、増築、改築又は移転	・高さが15m以上のもの	・高さが10m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの ・設置する変圧器等の地上機器のすべてのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
<b>工作物D</b>		
新設、増築、改築又は移転	・高さが15m以上のもの	・高さが5m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
<b>その他の行為</b>		
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	・高さが3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が300㎡以上のもの、かつ堆積期間が60日以上のもの	・高さが1.5m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が100㎡以上のもの、かつ堆積期間が60日以上のもの
都市計画法第4条12項で定める開発行為	・面積が1,000㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m、かつ長さが20m以上のもの	・面積が500㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生じる法面もしくは擁壁の高さが3m、かつ長さが20m以上のもの
水面の埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓
道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	・皆伐される土地の面積が1,000㎡以上のもの	・皆伐される土地の面積が300㎡以上のもの
自動販売機	・国道および県道に面して設置・更新されるもの	・国道・県道及び市道に面して設置・更新されるもの

工作物A 煙突、柱類(電柱を除く。)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの  
 工作物B 擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの  
 工作物C 電気供給、電気通信等の用途に供するもの  
 工作物D 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

## 推薦に向けた今後の準備スケジュール

	推薦書・学術委員会関係	国文化財指定・保存管理・住民同意等	県事業
26年度	6月 1日～4日 クリストファー・ヤング博士石見銀山視察 6月 5日 推薦書WG会議 (ヤング博士参加) 7月28日 推薦書WG会議 10月11～12日 (予定) 国際専門家会議 (第14回学術委員会) (クリストファー・ヤング博士、グオ・チャン博士 招聘) 1月 8日 推薦書WG会議 2月16日 第15回学術委員会 3月25日 推薦書・包括的保存管理計画原案を国へ提出	4月 ガイダンス全体基本構想策定開始 史跡保存管理計画第Ⅱ期策定開始 重要文化財保存活用計画策定開始 7月 佐渡金銀山遺跡、相川金銀山地区の史跡指定 意見具申 1月 佐渡金銀山遺跡、大間港、西三川砂金山跡の 史跡指定意見具申 相川の鉱山都市景観の重要文化的景観選定 申出 3月 緩衝地帯・町並みを保護する仕組みの構築 佐渡市議会への条例案提出	県民会議 講演会 現地見学会等 保存・活用行動計画策定
27年度	4月 国世界文化遺産特別委員会で、準備状況の審査 7月 国世界文化遺産特別委員会で推薦案件の審査、課題発表 推薦書WG会議 8月 海外専門家佐渡視察保存管理計画始動 推薦書WG会議 9月 推薦書暫定版提出 10月13日～15日 パトリック・マーチン博士佐渡視察 10月16日・17日 国際専門家会議・第16回学術委員会 学術委員会委員、クリストファー・ヤング博士、 グオ・チャン博士、パトリック・マーチン博士 10月18日 国際シンポジウム開催 12月 第17回学術委員会 1月末 国が正式に推薦書をユネスコへ提出	4月 ガイダンス基本計画・基本設計策定開始 5月 「佐渡金銀山」保存・活用行動計画策定協議会 開始 9月 緩衝地帯「佐渡金銀山遺跡特別区域」の制定 史跡保存管理計画第Ⅱ期策定 重要文化財保存活用計画策定	県民会議 国際シンポジウム 講演会 現地見学会等 保存・活用行動計画策定
28年度	7月～9月 イコモス現地調査	4月 ガイダンス実施設計開始 屋外広告物条例制定	県民会議 講演会 現地見学会等
29年度	5月 イコモスからの勧告 7月 ユネスコ世界遺産委員会で審議・登録	4月 ガイダンス施設工事着工	県民会議 国際シンポジウム・講演会 現地見学会等
30年度		ガイダンス施設工事、一部オープン	県民会議 講演会 現地見学会等

[別紙7]

佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員名簿

\*任期:平成26年9月24日～平成28年9月23日

No.	区分	氏名	所属等	専門とする分野	備考
1	委員長	小風 秀雅	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	日本史学(日本近代経済史、経済政策史、交通史)、国際日本学	
2	副委員長	稲葉 信子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	遺産論、建築史	
3	委員	岡田 保良	国士舘大学イラク古代文化研究所教授	西アジア建築史	
4	委員	五味 文彦	放送大学教養学部・大学院文化科学研究科教授、東京大学名誉教授	日本史学(日本中世史、地域史)	
5	委員	坂井 秀弥	奈良大学文学部教授	考古学、文化財保護行政論	史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議委員
6	委員	篠原 修	東京大学名誉教授	景観デザイン、設計・計画思想史	佐渡金銀山調査指導委員会文化的景観専門分野委員
7	委員	鈴木 一義	独立行政法人国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長	科学技術史	佐渡金銀山調査指導委員会遺跡・建造物専門分野委員
8	委員	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授 所長	都市計画、都市保全計画、都市景観計画	

(敬称略、五十音順)

[別紙8]

佐渡金銀山調査指導に関する専門家会議(遺跡・建造物専門分野) 名簿

No.	氏名	所属等	専門とする分野	備考
1	池上 裕子	成蹊大学名誉教授	中世史	
2	北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部教授	考古学	
3	木村 勉	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	文化財保存学・建造物保存修復	
4	黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	都市計画・建築計画	
5	鈴木 一義	国立科学博物館産業技術史資料情報センター長	科学技術史	
6	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備	
7	永松 武彦	株式会社ゴールデン佐渡顧問	鉱山地質	
8	中村 賢二郎	学校法人杉野学園理事長	文化財保護制度	
9	萩原 三雄	帝京大学文化財研究所長	考古学・鉱山史	
10	村上 隆	京都美術工芸大学工芸学部教授	歴史材料科学・材料技術史	

(敬称略、五十音順)

## [別紙9]

### 佐渡金銀山調査指導に関する専門家会議(文化的景観専門分野) 名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野	備 考
1	伊藤 毅	東京大学大学院工学系研究科教授	都市建築史	
2	大熊 孝	新潟大学名誉教授	土木史・河川工学	
3	岡崎 篤行	新潟大学工学部教授	景観計画	
4	篠原 修	東京大学名誉教授	景観デザイン、 設計・計画思想史	
5	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡 整備	
6	福井 恒明	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン 学科教授	景観工学、景観行政	
7	堀 健彦	新潟大学人文学部准教授	歴史地理学	
8	益田 兼房	文化財建造物保存技術協会調査研究員	文化財保存学、日本 建築史	
9	山本 修巳	佐渡市文化財保護審議会会長	民俗学、芸能史	

(敬称略、五十音順)

## [別紙10]

### 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理に関する専門家会議 名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野等	備 考
1	伊東 孝	元日本大学理工学部特任教授	土木史・景観工学	
2	木村 勉	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	建造物保存修復・文化財保存学	
3	宮原 一徳	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術(施設所有者)	
4	田中 哲雄	元東北芸術工科大学芸術学部教授	文化財保存学・史跡整備	
5	中山 俊介	東京文化財研究所保存修復科学センター近代文化遺産研究室長	文化財保存学	
6	長谷川 直司	独立行政法人建築研究所建築建築生産研究グループ長	建築構工法 文化財建造物保護	

(敬称略、五十音順)

[別紙11]

佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議 名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野等	備 考
1	伊東 孝	元日本大学理工学部特任教授	土木史・景観工学	
2	木村 勉	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	建造物保存修復・文化財保存学	
3	宮原 一徳	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術(施設所有者)	
4	田中 哲雄	元東北芸術工科大学芸術学部教授	文化財保存学・史跡整備	
5	中山 俊介	東京文化財研究所保存修復科学センター近代文化遺産研究室長	文化財保存学	
6	長谷川 直司	独立行政法人建築研究所建築建築生産研究グループ長	建築構工法 文化財建造物保護	

(敬称略、五十音順)



## 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議 名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野	備 考
1	池上 裕子	成蹊大学名誉教授	中世史	
2	木村 勉	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	文化財保存学・建造物保存修復	
3	坂井 秀弥	奈良大学文学部教授	古代・中世考古学	
4	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備	
5	萩原 三雄	帝京大学文化財研究所長	考古学・鉱山史	
6	北條 睦夫	佐渡市文化財保護審議委員	植物学	
7	宮原 一徳	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術	
8	安中 康裕	新潟県佐渡地域振興局企画振興部長	保護行政	
9	波塚 泰一	新潟県佐渡地域振興局計画調整課長	保護行政	

(敬称略、五十音順)